

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成28年7月19日付けの通知書で行った法62条3項の規定に基づく保護停止処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

- 1 本件処分通知書にある戻入の記載は、平成28年7月分の保護費の支払いがなされていないのであるから不当である。
- 2 決定理由中の「指示等に従う義務に違反したため。」に関しても、必要な連絡は文書や電子メール等で行っていたから、不適當である。また、「収入の資料等を持参して来所すること」という文書指示についても、平成28年4月以降は常勤での雇用となり、平日の日中に福祉事務所に出向くことは困難であるから不当である。

3 平成28年3月には、処分庁に対し、保護辞退の届け出をメール及び文書で送付している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------|--------------|
| 平成29年2月28日 | 諮問 |
| 平成29年4月24日 | 審議（第8回第1部会） |
| 平成29年5月22日 | 審議（第9回第1部会） |
| 平成29年6月19日 | 審議（第10回第1部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないこととされている。

また、法27条1項によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ、法62条1項によれば、被保護者は、この保護の実施機関が被保護者に対して行った必要な指導又は指示に従わなければならないとされ、同条3項によれば、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したとき

は、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」とされている。そして、同条４項によれば、この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対しあらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとされている。

(2) 地方自治法２４５条の９第１項及び第３項の規定に基づく処理基準であり、法を所管する厚生労働省が発した「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日付社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第１０（保護の決定）の問１２の３の答によれば、保護受給中の者から辞退届が提出された場合の取扱いについて、辞退届が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えないが、辞退届が有効となるためには、本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、また、辞退届が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないように留意することとされている。

(3) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課編集・平成２５年３月発行の「生活保護運用事例集 ２０１３（平成２７年度修正版）」（以下「運用事例集」という。）中の「（問８－４６）辞退届の取扱い」によれば、保護の廃止とは、基本的に、要否判定の結果否となる収入が継続する場合や、法２７条による指導指示に従わず、弁明の機会を付与しても合理的な説明がなされなかった場合等、被保護者が保護の受給要件を満たさなくなったときに職権をもって行うものである。「就職が決まったの

で、生活保護を辞退したい」との申し出があり、辞退届が提出された場合に、直ちに保護を廃止すべきかどうかについて、保護の実施機関の判断を行うに当たっては、就労先が決まり、仮にその給与収入によって保護が否となる場合であっても、実際に給与が入金されるまでは要保護状態が継続するものであるし、給与収入の増によっても当該世帯の最低生活費に達しない場合には、引続き保護の受給要件を満たしていることになる。また、被保護者の中には生活保護制度について十分な知識をもっていない者も少なくない。したがって、保護の受給要件を満たしている被保護者から保護辞退の申し出があったからといって、それをもって直ちに保護を廃止することはできない。辞退届の提出を受けた実施機関は、被保護者に直接面接するなどして、少なくとも以下の点について調査検討しなければならないとされており、調査検討すべき点として、①被保護者が保護の受給要件や廃止事由を正しく理解しているか、②保護受給が継続できることを認識したうえで任意かつ真摯に辞退を申し出ているか、③保護廃止によって被保護者が急迫した状況に陥るおそれがないか、との各点をあげている。

なお、運用事例集（問８－４６）は、課長通知を基にしたものであり、法の解釈・運用指針として合理的なものと認められる。

2 本件処分について

これを本件についてみると、請求人は、平成２８年３月下旬、翌月からフルタイムで就労するので、同月末日をもって保護受給を辞退したいとの旨を処分庁に届け出てきたものであるが、処分庁には、その時点で、請求人について、要保護状態が継続的に消滅するような給与収入が実際に得られるのかどうか、具体的な資料がなく、保護の停止・廃止の判断をすることはできなかったも

のである。そして、翌月以降も、現実にはいかなる就労状況にあるのかについて、請求人からは具体的な資料が示されず、あるいは請求人において、福祉事務所に来所して、担当職員に辞退の真意や詳しい就労状況等を報告し、事情聴取に応じるなど、処分庁が保護を継続するかどうかについて、適正な判断をするに足る事実確認のために協力するという点について、被保護者として取るべき対応が十分になされたとは言えない状況であった。

処分庁は、このような状況にある以上、請求人について、保護受給要件が継続しているのか、あるいはある程度の将来にわたって消滅しているの見込めるのか判断するために、法27条の規定に基づき、請求人に福祉事務所への来所を指示したものと認められる。その上で、請求人が当該指示を履行しなかったため、法62条3項及び4項の規定に基づき、弁明の機会を与えた上で、保護の停止としたものと認められ、かつ、保護の廃止とせず停止としているが、これは保護再開の可能性もあることを考慮した上での慎重な対応と認められる。そして、これら一連の処分庁の対応は、法令の規定等に則ったものであり、また、前記課長通知（1・(2)）及び運用事例集の回答例（1・(3)）に照らしてみても、保護の実施機関として、一般的な対応と考えられる範囲から逸脱したものとは言えず、保護の適切な運用を図る目的に対応した手段の選択としても、十分に理解できるものである。

以上のとおり、処分庁がとった一連の手続は、請求人の処遇について慎重に検討を重ね、1の法令等の定め及び課長通知・運用事例集等に則って判断し、弁明の機会付与等法定の手続を履践した上で、本件処分に至ったものであると認められる。

したがって、本件処分には、違法・不当な点があるということとはできず、取消すべき理由はないものである。

3 請求人の主張（第3）について

(1) 請求人は、本件処分通知書にある戻入の記載（「保護の変更による支給・戻入の金額と方法」の項目の「7月分¥42,752円が過払いとなりましたので、事務所窓口にてお返してください。」との記載）は、平成28年7月分の保護費の支払いがなされていないのであるから不当であると主張する。

本件処分は、平成28年7月15日以降請求人の保護を停止するとの内容のものであり、同日以降請求人の保護費の受給権限が停止されるという効果を生じるものであるが、同月1か月分のうち、停止日以降受給権限を喪失する期間の保護費に相当する具体的金額を通知することは、保護停止処分である本件処分の範囲外の問題であると解せられ、また、同保護費の取扱い方法まで本件処分が決定するものでもないものである。

処分庁は、平成28年7月分の保護費については、1か月分全額について、先に請求人において受領する権利が発生しており、通常であれば、金融機関口座払いの場合には、同月の当初までには振込みにより、事務所窓口払いの場合には、同月の初日に現金にて直接手渡しすることにより（本件の場合には、後者の方法とすることを通知している。）、いずれにしても1か月分の保護費が支給済みとなっていることを前提に、本件処分により、あらたに受給の根拠を失うこととなる停止日以降月末までの支給済み保護費の金額とその返還方法について請求人に知らせるため、本件処分通知書により本件処分を通知すると同時に、戻入の記載を付加したものであると認められる。

なお、保護の変更、停止又は廃止に伴い保護費を返還する義務は、民法703条の不当利得の返還請求の規定に従って生じることになり、過払い金額については、地方自治法施行令159条の手続により返納（戻入）を求めることとなる。

したがって、本件処分通知書に記載されている「戻入」の内

容は、本件処分の内容とは異なるものであることが認められる。

確かに、請求人は事務所窓口払いによる受領に応じず、本件処分の時点で、平成28年7月分の保護費が未払い状態であることは、処分庁も認めるところであるから、本件処分通知書に戻入の記載を付したことは、結局のところ不適切であったことは明らかである。しかし、当該記載がいかに不適切であっても、これは、上記のとおり、本件処分の内容をなすものではないから、この点を、本件処分の取消理由として採用することはできないものである。

さらに、処分庁は、未払いの同月分の保護費から当該返還すべき金額を、会計事務処理上で相殺することも考えられる旨を請求人に説明しており、請求人にとって、未受領の段階で一方的に負担だけ求められているものではないものである。

(2) 請求人は、本件処分通知書の決定理由中の「指示等に従う義務に違反したため。」に関しても、必要な連絡は文書や電子メール等で行っていたから、不相当である。また、「収入の資料等を持参して来所すること」という文書指示についても、平成28年4月以降は常勤での雇用となり、平日の日中に福祉事務所に出向くことは困難であるから不当であると主張する。

しかし、関係資料を見る限り、処分庁は、請求人からフルタイムで就労して給与収入を得ている状況の詳細報告を受けてはいなかったものと認められる。また、請求人がそもそも真に常勤の雇用となっているのかについても、処分庁は、明確な裏付けを得ておらず、そのことの状況の確認が必要であったものとも認められる。また、その他請求人・処分庁双方の主張を総合すると、過去にも、請求人が処分庁に送付したとする文書について、処分庁に到達したことの確認が取れておらず、また処分

庁が請求人に送付した文書について、請求人が未送達と主張するなど、文書のやり取りについて、処分庁と請求人との間に行き違いが多々あったこと等から、処分庁が、保護の実施機関としての責務を全うすべく、請求人に直接確認を求めるため、福祉事務所への来所を求めることも特段不合理とは言えず、また、上記の指示が、保護を受給していた請求人にとって、受忍限度を超えるような過剰な負担を強いるものと解することもできないものである。

- (3) 請求人は、平成28年3月には、処分庁に対し、保護辞退の届け出をメール及び文書で送付していると主張し、処分庁が、請求人の意思を知らず、これに真摯に対応していないと批判する。

処分庁は、請求人からのメール及び文書による保護辞退の届け出を受けたものの、これを直ちに有効な辞退の意思として取り扱ってよいのか、また、保護を廃止しても、請求人の最低生活費を下回らないだけの収入が継続的に確保できるのかを確認することができず、このことから保護を停止又は廃止するとの判断には至らなかったものであるところ、請求人の上記届け出に対しては、保護の実施機関として、一定の応答をしているのであるから、これを無視する等の不当な対応をしたものではないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、付言するに、本答申第7・3・(1)につき、今後は、処分通知書を出す場合、処分の相手方に、処分内容の一部であると誤解されないような記載の仕方について工夫することが望まれる。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一